

公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部 物件資料作成シート

免許番号 熊本県知事(1)第5883号

号 ルーツ株式会社

所 熊本市中央区神水2丁目7番6-103号

096-340-0777

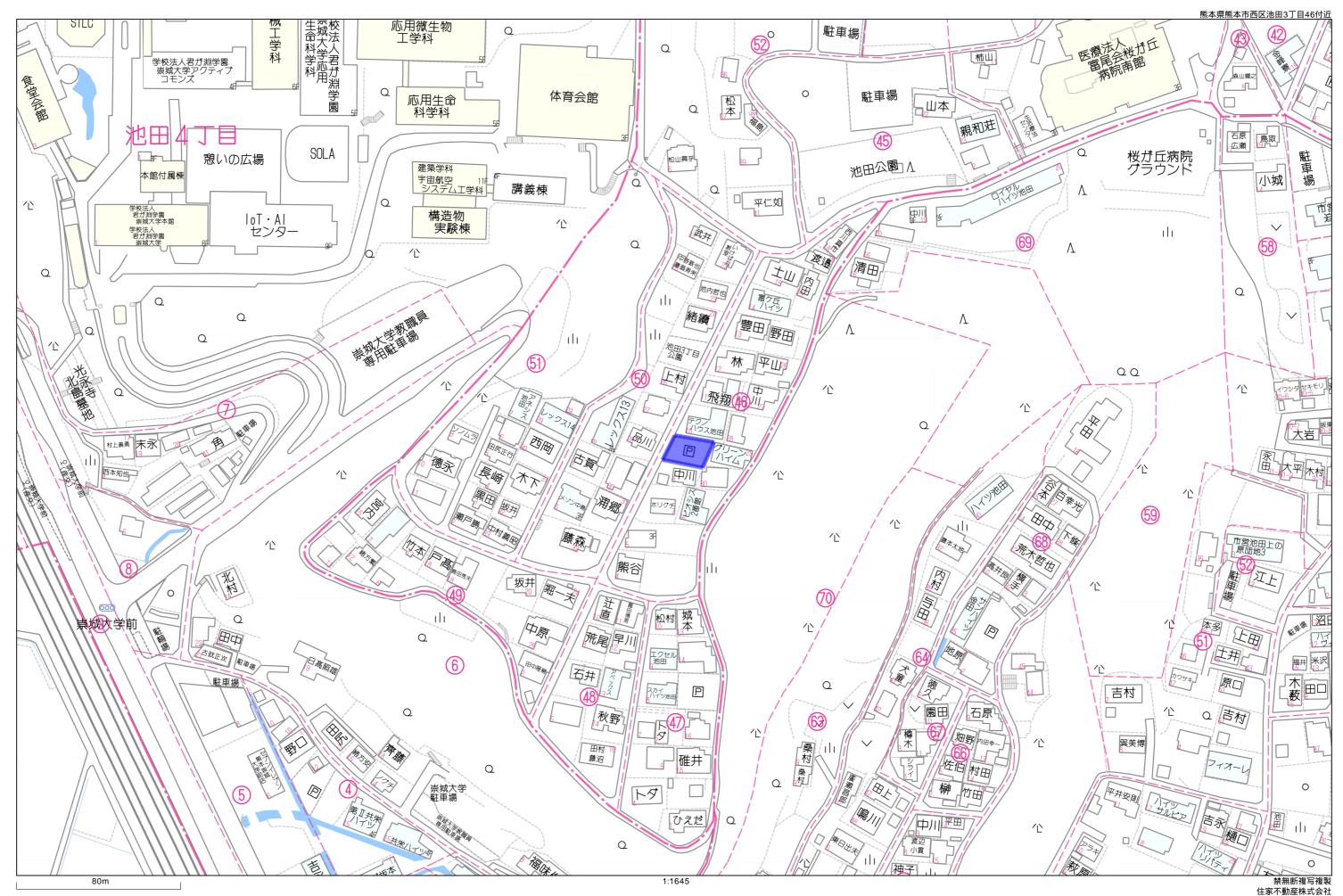
担当者 濱田:090-9075-5378 F A X 096-340-0778

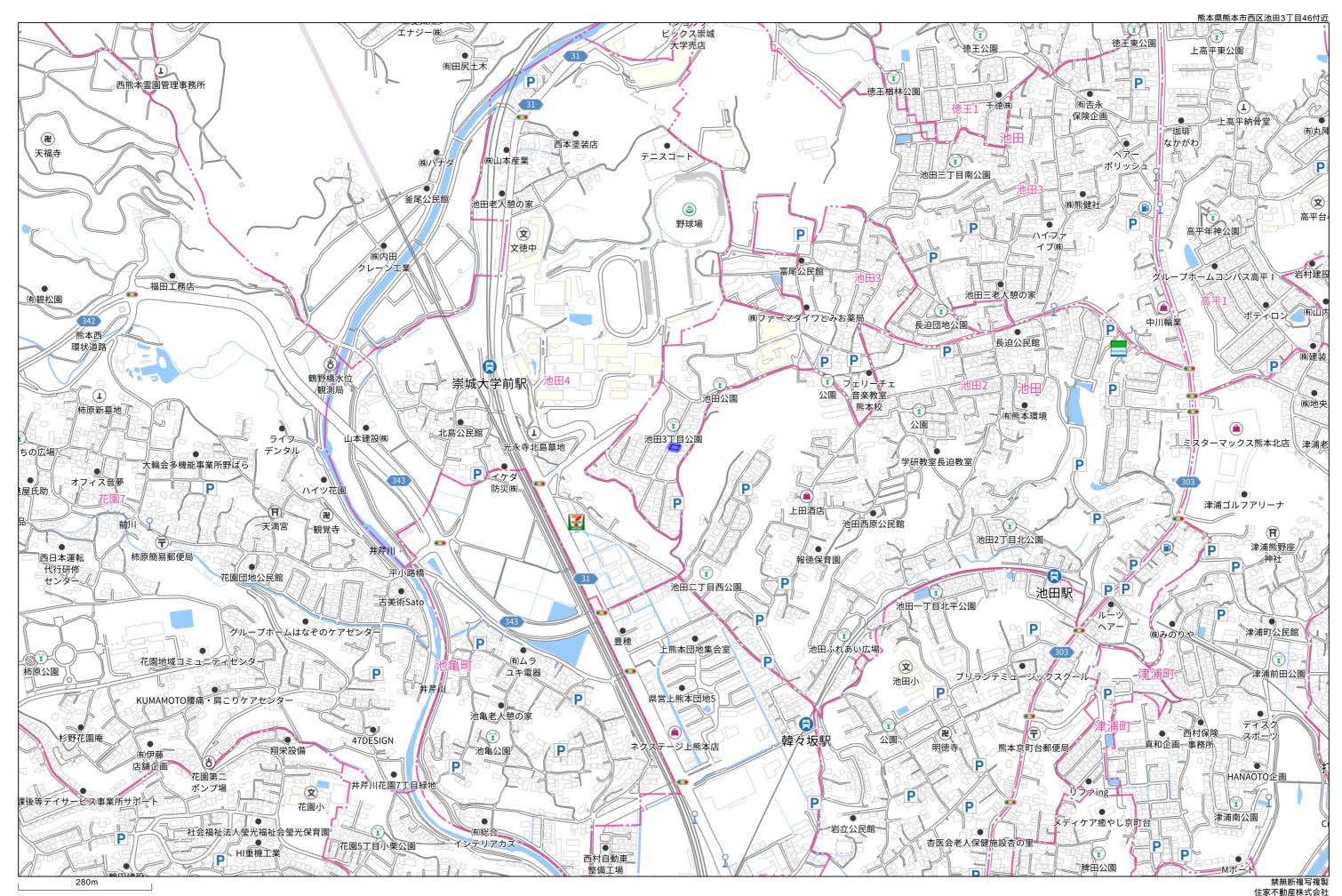
■取引態様

■報酬形態

媒介

3%+6万円+税







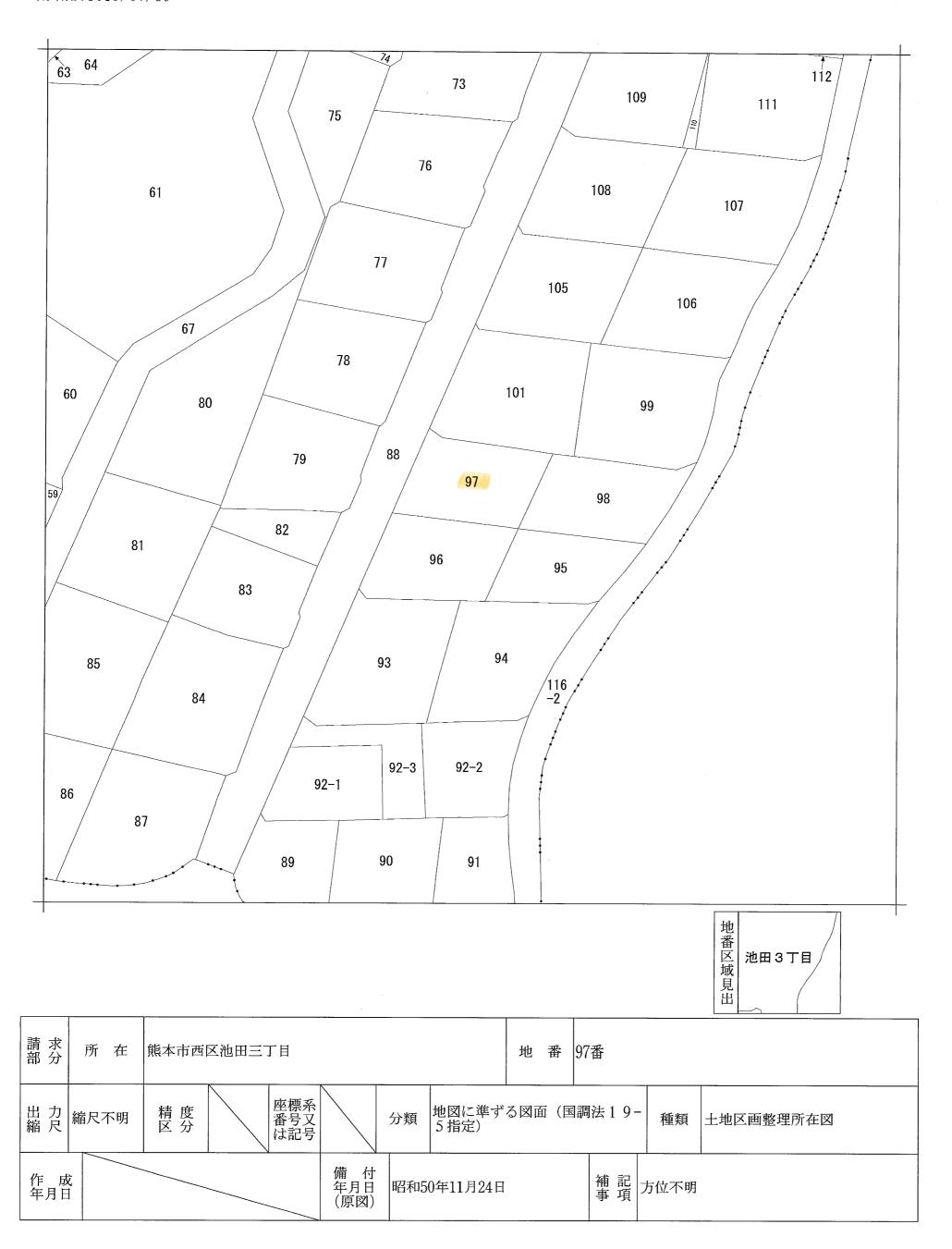
2024/06/20 17:00 現在の情報です。

表是	題 部	(土地の表示)		調製	平成8年2月	月22日	不動産	番号	3 3 0 0 0	0 0 0	1 9 8	7 6	5 3		
地図番号	余 白		筆界特定	全全	白										
所 在	熊本市池田	田三丁目		余 白											
	熊本市西	区池田三丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年4月6日登記										
1 #	也 番	②地 目	②地 目 ③ 地 積 m² 原因及びその日付〔登記								り日付〕				
6番22		宅地			2 2 0	6:72	6番4から分筆 〔昭和48年8月2日〕								
97番		余白	余 白			:	①変更 〔昭和50年2月17日〕								
余白		余白	余 白			:	昭和63年 の規定によ 平成8年2	り移記	1	号附則 第	育2条	€第 2	2項		

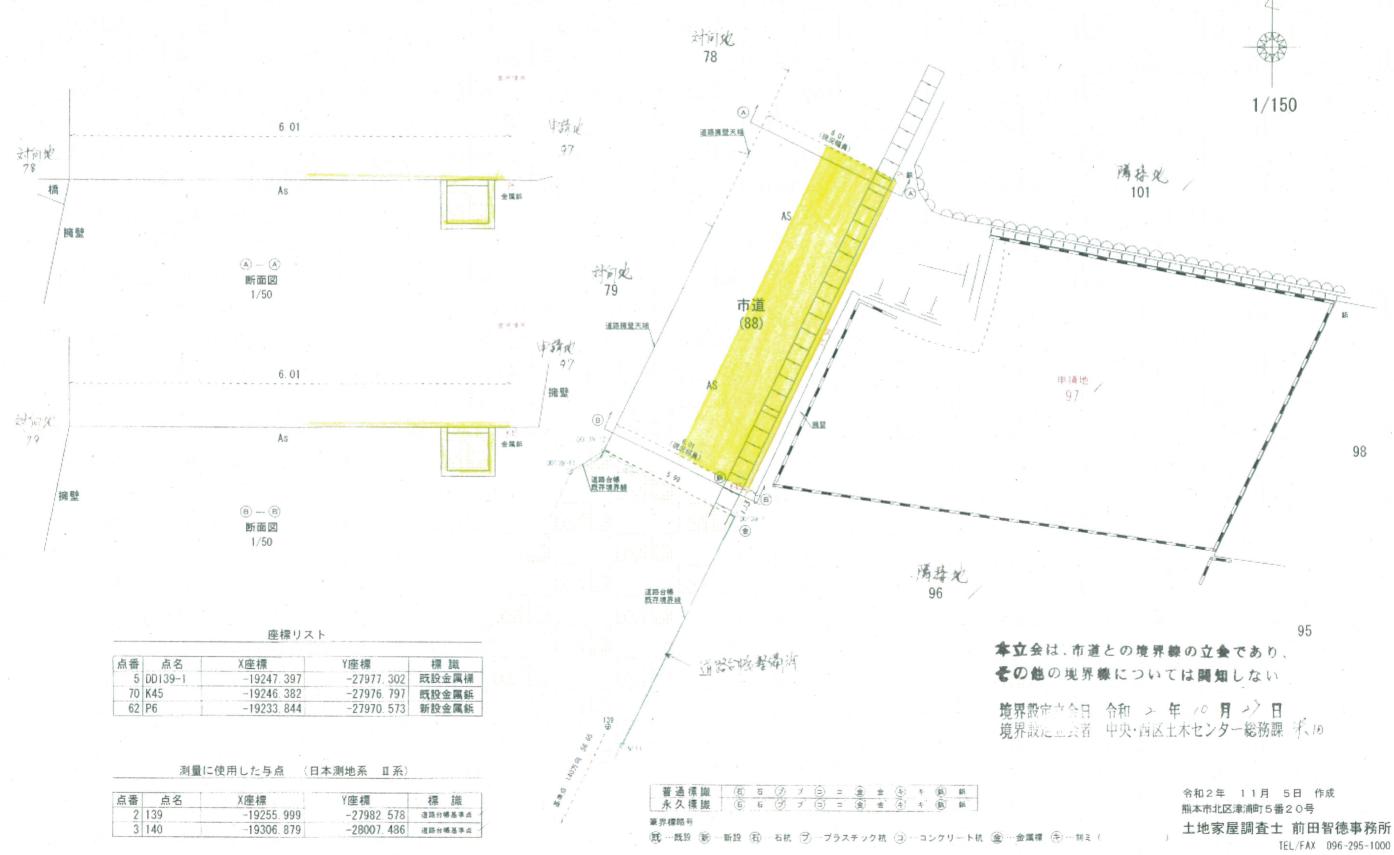
権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日•受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年9月13日 第46203号	原因 昭和48年7月4日売買 所有者 熊本市池田三丁目46番28号 中 尾 繁 順位2番の登記を移記
	余白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
2	所有権移転	令和1年12月19日 第66461号	原因 平成17年12月15日相続 所有者 福岡県古賀市日吉二丁目5番11号 中 尾 秀 實
3	所有権移転	令和2年11月27日 第55898号	原因 令和2年11月27日売買 所有者 熊本市西区池田一丁目35番3-80 3号アーサー京町パークシティ 中 山 泰 男
4	所有権移転	令和6年5月1日 第19589号	原因 令和5年3月18日相続 所有者 熊本市西区池田一丁目35番3-80 3号アーサー京町パークシティ 甲 斐 静 江

権	利	部	(Z	区)		(所	有	権	以	外	の	権	利	に	関	す	る	事	項)					
順位番号	킂		登	記	の	目	的			受付	け年月	月日	• 受f	十番 号	<u>].</u>		権	利	者	そ	の	他	0)	事	項	
1		抵当格	至三人	<u>E</u>						<u>令和</u> 第:	和 2 ^会 5 5 5 8	手 1 8 9 9	<u>1月2</u> 9号	2 7 E		<u>利損</u> 賃 <u>抵</u>	定額 金)者号 権	手 年 <u>熊</u> アー・ オーラ を 者	50(・9: 18 本市 基本 に 本)万F 5 % ・ 2 : 西区河 京町 月 中	刊 5 % 也田-	(年: 一丁! ウシラ	3 6 5 3 3 5	5日0	登借同日 20日割記 3 - 8 (1 号	_ _ _ _
2		1番担	玉 当村	雀抹 氵	肖					令利 第:	和3年 318	手 7 <i>)</i> 8 6 (月 2 E 0 号	1		原因	₹ 4	令和 〔	3年	7月	1 日角	解除				

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



境界確定図面 所在:熊本市西区池田3丁目97



文書番号	中西土起2011170008	起案日	2020年11月17日
決裁区分	室の長	決裁日	2020年11月18日
分類名称	建設・都市計画/道路/管理	分類記号	001607003
ファイル名	立会	保存期間	5年(年度)
所属名	都市建設局 土木部 中央・西区土木センター 総務課		
文書件名	市道境界立会願(西区池田3丁目)		

) ::: -:::	添付文書名					区分	添付文書名									区分	
	-	itali eri eti eri eri eri eri eri eri eri eri eri er		teritorio estratorio de contre	of the state of th												
								,					* Y * : * * * * * * * * * * * * * * * *				
						/ :											
								,			× 2						

上記のことについて、別紙のとおり確定してよるしいか伺います。

土地所有者 中請者住所 申請者

申請地

熊本市西区池田3丁目97番

市道名

池田1丁目池田4丁目第1号線(41-4030)

境界立会概要(西区池田3丁目)

立会年月日 令和2年10月27日 立会職員 米田

申請地と接する市道との境界立会について、関係地権者と別紙図面のとおり 確認したもの。

(詳細)

申請地南隣は過去に立ち会われており(令和元年9月17日決裁)、同じ治線の立会記録(平成20年5月15日決裁、平成25年7月31日決裁)も含めて、既存の境界標N111からK45を直線で結んだ延長線上にP6を設定し、確認したもの。

なお、対向地の池田3丁日78番と79番の住人は数年の間居宅した形跡がなく、78番の住人とは連絡が取れない。79番の住人は福岡県在住と判明したが、境界立会には参加しないので自由に決めてよいとのことであったため、今回申請地側の片決めとしたもの。

境界確認書

(関係地権者用)

熊本市長 (宛)

10 A27 E)

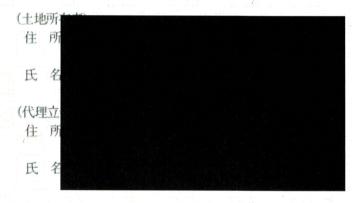
下記表示にある土地と隣接する熊本市公共用財産との境界は、令和 2 年 月 号 日の現地立会において協議成立した境界標(木杭、プラスチック杭、コンクリート杭、金属銀ンペイント、明示板、側溝、ブロック塀:後日コンクリート杭又は金属明示板を設置)を順次直線で結んだ線をもって、境界線であることを確認します。(但し、民民界は兼ねないもの。)

57

土地の表示 (申請地 隣接地、対向地) 熊 本 市 世 区 之 田 3 丁目 9 7

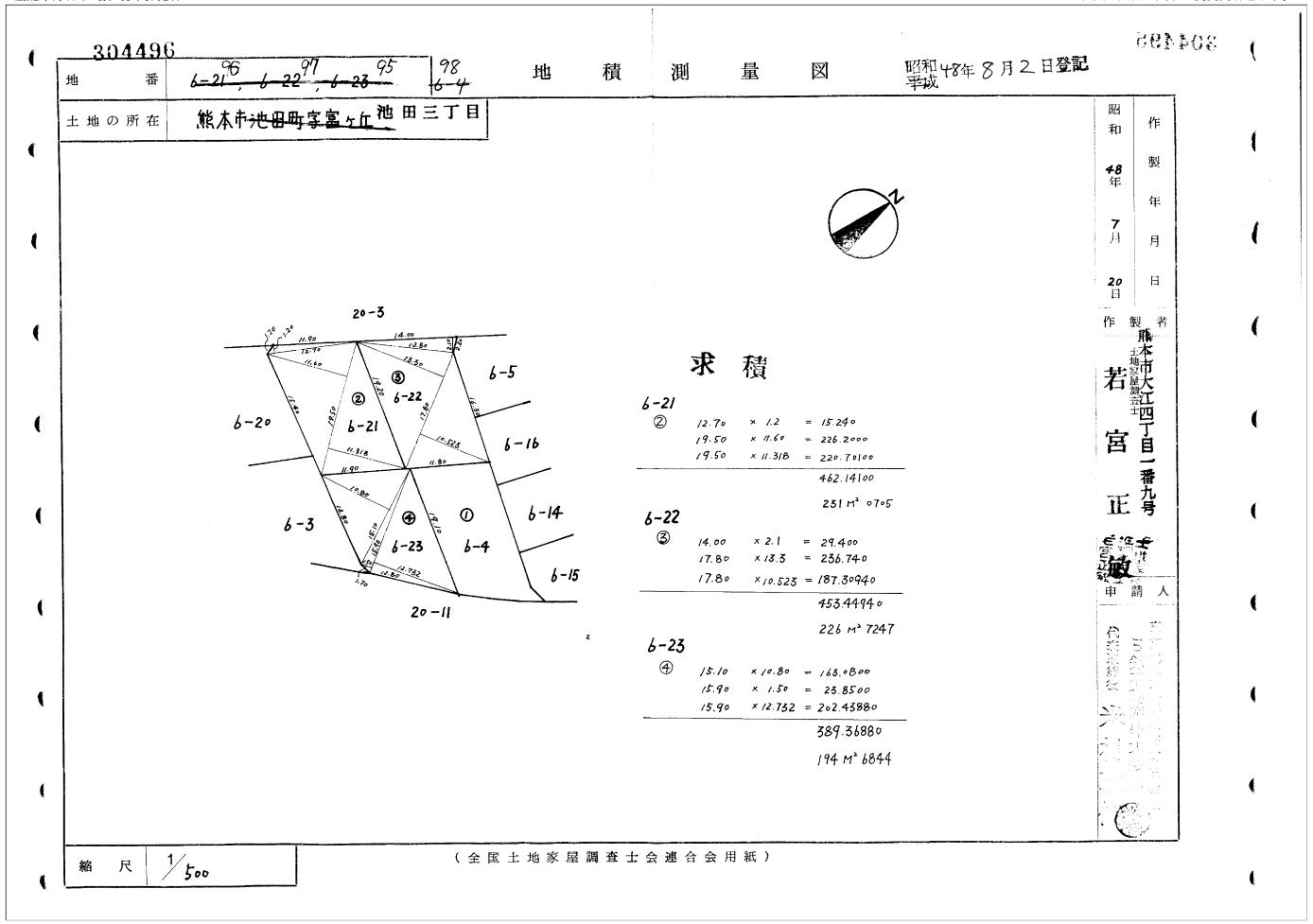
熊本	ı†ı	公共用	用財産	確認	区分	(該当項目	に立を	记入)							
\square		道	路		(国道	· 県	道・	使	道)	路線名	i:视图	门的搜托	从丁月落	188
		गृंगी	/11		(準用河川		1級河川	1 .	2級河川)	河川名			~ 1
		法定约	小公共 物	勿	(法定外道	路・	法定外	河川)					
		公	索												
		20	の他												

令和∑ 年/0月27日



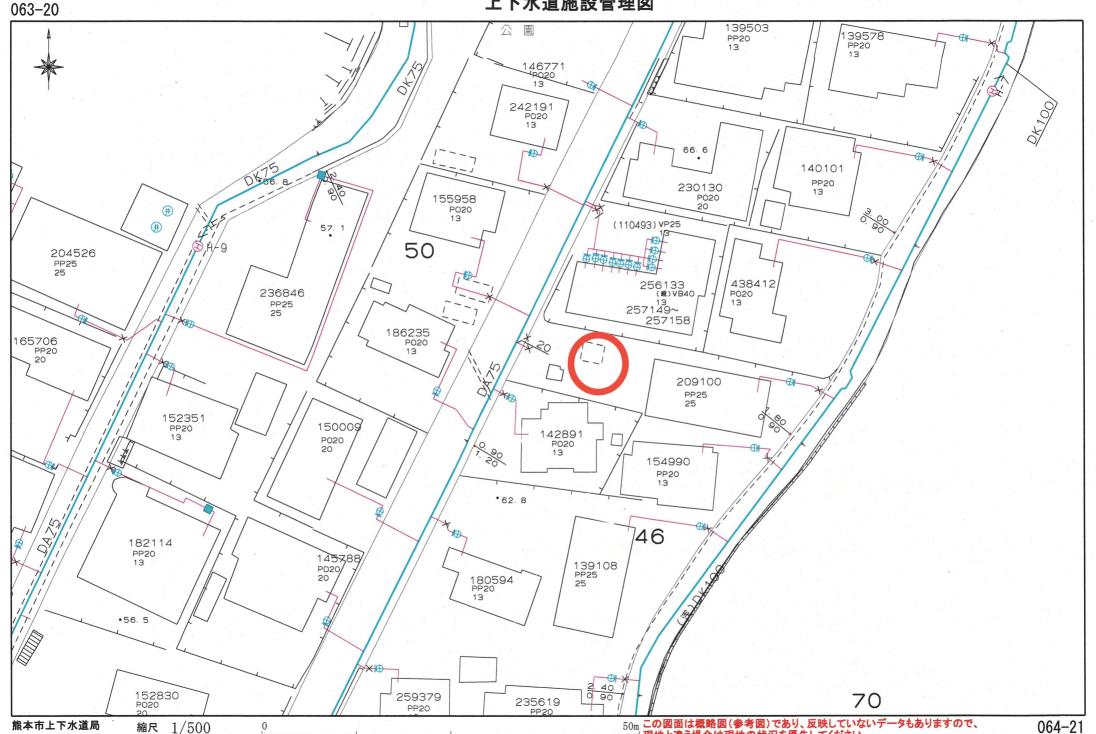
(立会担当職員 : 中央・西区土木センター 総務課 学1)

7



(1) 平成24年4月9日 この図面に記録されている土地の全部又は一部に ついてその所在又は地番が変更された。 上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日 付である。

上下水道施設管理図



□ 現地と違う場合は現地の状況を優先してください。

